

○東京藝術大学大学美術館運営委員会規則

〔平成10年4月16日〕
制 定

改正 平成11年4月15日 平成12年3月23日
平成17年3月28日 平成19年3月28日
平成25年10月24日 平成26年7月17日
平成27年3月26日 平成30年2月27日

(趣旨)

第1条 この規則は、東京藝術大学大学美術館規則第3条第2項の規定に基づき、東京藝術大学大学美術館運営委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について定めるものとする。

(審議事項)

第2条 委員会は、本学の教育研究に資するため、大学美術館長（以下「館長」という。）の諮問に応じ、次に掲げる企画・運営に関する重要事項を審議する。

- (1) 芸術資料の収集、保存及び管理に関すること
- (2) 芸術資料の展示計画に関すること
- (3) 本学の教育研究の展示公開に関すること
- (4) 芸術資料のうち国宝及び重要文化財の貸出に関すること
- (5) 芸術資料の海外への貸出に関すること
- (6) その他館長が必要と認めたこと

(組織)

第3条 委員会は、館長及び次に掲げる者（以下「委員」という。）をもって組織する。

- (1) 大学美術館副館長
- (2) 大学美術館の専任の教授、准教授及び講師
- (3) 大学美術館保存修復研究室の兼任教員
- (4) 大学美術館制作展示研究室の兼任教員
- (5) 美術学部教授会構成員のうち日本画、油画、彫刻、工芸、デザイン、建築、先端芸術表現、芸術学、美術教育、グローバルアートプラクティス及び文化財保存学の区分（本項第3号及び第4号の委員は、当該委員が所属する区分の本号委員を兼ねることができる。）から選出された教員 各1人
- (6) 音楽学部教授会構成員から選出された教員 2人
- (7) 大学院映像研究科教授会構成員から選出された教員 1人
- (8) 大学院国際芸術創造研究科教授会構成員から選出された教員 1人

2 委員会に専門的事項を審議するため、専門委員を置くことができる。

3 第1項第5号から第8号の委員は、学長が任命する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、館長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、議長の職務を代行する。

(会議)

第6条 委員会は、委員の3分の2以上の出席により成立する。

- 2 委員会の議決は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 委員長が必要と認めたときは、臨時委員会を開くことができる。

(委員以外の出席)

第7条 委員長が特に必要と認める場合は、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聞くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、美術館事務部において処理する。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成10年4月16日から施行し、平成10年4月9日から適用する。
- 2 この規則の施行後、初めて任命された委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成12年3月31日までとする。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年3月28日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年10月24日から施行し、平成25年7月18日から適用する。

附 則

この規則は、平成26年7月17日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。